

<p>① 件 名</p>
<p>放課後児童クラブの新設と位置の変更等について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、放課後児童クラブの対象年齢が小学校 4 年生から小学校 6 年生までに拡大されたことに伴い、待機児童が発生した放課後児童クラブは、学校の余裕教室の活用や専用教室を建設し、待機児童の解消を図ってきたところである。</p> <p>【目的】 留守家庭の児童が発達段階に応じた遊びや生活、静養が可能となるよう施設整備し、環境を整えることにより当該児童の健全な育成を図る</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 放課後児童健全育成事業実施要綱（H10.4 厚生省児童家庭局長通知） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（H26.4 厚生労働省令第 63 号） 放課後児童クラブ運営指針（H27.4 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 石巻市放課後児童クラブ条例 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 3 節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する</p>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>【経過】 平成 26 年 12 月 放課後児童クラブ条例の一部改正（利用対象を 4 年生から 6 年生に拡大） 平成 27 年 8 月 蛇田地区第三・四放課後児童クラブ建設地を旧石巻商工信用組合跡地に決定 平成 27 年 9 月 平成 27 年市議会第 3 回定例会で蛇田地区第三・四放課後児童クラブ建設地借上料ならびに施設借上料について議決 平成 28 年 1 月 平成 28 年度における放課後児童クラブ利用希望数の確定により施設整備個所検討</p>
<p>⑤主な内容</p>
<p>【蛇田地区第三放課後児童クラブの位置変更】 変更前：石巻市蛇田字上中塚 62 番地 2 変更後：石巻市丸井戸二丁目 2 番 6 号</p> <p>【新たに開設する放課後児童クラブ設置】 蛇田地区第四放課後児童クラブ 住吉地区第二放課後児童クラブ</p> <p>【名称を変更する放課後児童クラブ】 向陽地区放課後児童クラブ→向陽地区第一放課後児童クラブ 住吉地区放課後児童クラブ→住吉地区第一放課後児童クラブ 飯野川第一地区放課後児童クラブ→飯野川地区放課後児童クラブ</p>

<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【市民への影響】 待機児童の解消が図られるとともに、利用児童が明るく衛生的な環境において健全な育成が図られる。</p> <p>【市行財政の効果・負担】 蛇田地区第三・第四放課後児童クラブ土地賃貸借 月額 200,000 円 " 教室賃貸借 28,587,600 円（期間：5年） 住吉地区第二放課後児童クラブ余裕教室修繕料 500,000 円 開設に係る備品・消耗品等 1,500,000×3箇所=4,500,000 円</p>
<p>7 他自治体の政策との比較検討</p> <p>仙台市を除く12市はすべて対象児童を小学校6年生まで拡大している。うち、8市は待機児童が発生していない。</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成28年2月 平成28年石巻市議会第1回定例会に関係条例の一部改正を提案 平成28年3月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則改正 施行予定日 平成28年4月1日 蛇田地区第三放課後児童クラブの位置の変更についてのみ平成28年3月1日</p>
<p>⑨その他</p>